

都道府県献血推進計画に盛り込む事項の例(案)

位置付け

- ・ 都道府県は、献血について住民の理解を深めるとともに、献血の受入れが円滑に実施されるよう、必要な措置を講ずる責務を有する。(改正法第5条)
- ・ このため、国の「基本方針」及び「献血推進計画」に基づき、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、毎年度、当該都道府県における献血の推進に関する計画を定める。(改正法第10条第4・5項)

都道府県献血推進計画に盛り込むことが考えられる事項

1 目標量

- ・ 国の「献血推進計画」に定める献血確保目標量
- ・ これを達成するため、域内の採血可能人口等を勘案した詳細な献血確保目標
(例)地域別、種類別(200ml、400ml、成分献血)、年間実施計画(四半期ごとの目標)等

2 具体的方策

(1) 関係者の役割

- (例) ・ 採血事業者、市町村、献血推進組織等が果たすべき役割、相互連携の在り方(市町村献血推進協議会の活用等)
- ・ 献血推進の支障となっている事項について、関係者の協力により改善するための方策 等

(2) 献血の普及啓発に関する事項

- (例)各種媒体を通じた広報・キャンペーン、地域献血大会、献血功労団体に対する表彰 等

(3) 献血推進組織の育成に関する事項

- (例)市町村・献血協力団体等の担当者の研修、献血ボランティア団体の活動支援 等

(4) その他

- (例)献血者登録制度の活用、複数回献血の促進 等

3 計画の適切な実施を確保するための体制

(1) 都道府県献血推進協議会の活用

(2) 計画の達成度に関する評価

- 採血事業者からの報告に基づき、計画に定めた目標量の達成状況について、都道府県献血推進協議会において評価を実施。

4 その他